

# 茅ヶ崎市議会基本条例

## 逐条解説

(第5版)

令和7年4月

茅ヶ崎市議会

## 目 次

前文	1
<b>第 1 章 総則</b>	
第 1 条 (目的)	2
第 2 条 (条例の位置付け)	3
第 3 条 (議会の役割)	3
<b>第 2 章 議会及び議員の活動原則</b>	
第 4 条 (議会の活動原則)	6
第 5 条 (災害時の対応)	7
第 6 条 (議員の活動原則)	8
第 7 条 (会派)	10
<b>第 3 章 市民と議会との関係</b>	
第 8 条 (市民参加)	11
第 9 条 (会議の公開)	12
第 10 条 (正副議長選挙における所信表明会)	13
第 11 条 (説明責任等)	13
<b>第 4 章 議会と市長等との関係</b>	
第 12 条 (議会と市長等との関係)	15
第 13 条 (市長等による政策等の形成過程の説明)	15
第 14 条 (一問一答方式等)	16
<b>第 5 章 自由討議</b>	
第 15 条 (自由討議)	18
第 16 条 (政策討議)	18
<b>第 6 章 委員会の活動</b>	
第 17 条	20
<b>第 7 章 政務活動費</b>	
第 18 条	21
<b>第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備</b>	
第 19 条 (議員研修)	23
第 20 条 (議会事務局)	23
第 21 条 (議会図書室)	24
第 22 条 (予算の確保)	24
第 23 条 (広報広聴の充実)	25
第 24 条 (専門的識見の活用)	26
<b>第 9 章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬</b>	
第 25 条 (議員の政治倫理)	27
第 26 条 (議員定数の改定)	28
第 27 条 (議員報酬の改定)	28
<b>第 10 章 条例の検証及び見直し</b>	
第 28 条	30
附則	31
制定・改正の経緯	32

## 前文

茅ヶ崎市議会は、委員会の会議の原則公開、本会議の映像の配信等の手段による情報提供の実施など、さまざまな機会を捉えて議会改革に取り組んできた。

平成22年4月に施行された茅ヶ崎市自治基本条例（平成21年茅ヶ崎市条例第35号）による新たなまちづくりが展開されている今日においては、市民に開かれ、かつ、分かりやすく、さらには信頼される議会を構築していくことが求められている。

また、平成12年4月に施行されたいわゆる地方分権一括法により、中央集権型の行政システムから地方分権型の行政システムへと転換が図られる中においても、原則として市の全ての事務に議会の権限が及ぶようになるなど、議会のあり方も大きく変わってきた。地方分権の進展により、自己決定・自己責任に基づくまちづくりが進められていく中、主権を有する市民を代表し、執行機関に対する監視及び評価の機能を持つ議会の役割と責任は、ますます重大になっている。

このような時代背景の中、茅ヶ崎市議会は、これらの機能の充実を図るとともに、市政の課題を的確に把握し、多様な民意を反映しながら、創意と工夫により政策立案及び政策提言を積極的に行うことができる政策形成機能の向上を図っていかねばならない。

よって、茅ヶ崎市議会は、この条例を地方分権時代に即した議会の指針として、これまで取り組んできた議会改革をさらに推進するとともに、議会を構成する議員自らが議員としての自覚と見識を持ち、主権を有する市民の負託に的確に答えていくことを示す決意を持って、ここに茅ヶ崎市議会基本条例を制定する。

### 【趣旨】

前文は、条例の制定の趣旨や基本的な考え方などを示すものです。

### 【説明】

茅ヶ崎市議会では、平成17年第3回定例会（9月）から本会議の映像のインターネットによる配信を行っています。また、平成18年1月から委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会）の会議を原則公開し、自由に傍聴できることとしています。これらは、これまで行ってきた議会改革の一例です。

また、平成22年4月から施行された茅ヶ崎市自治基本条例による新たなまちづくりや、平成12年4月から施行されたいわゆる地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）で、国と地方公共団体の役割が明確化され、地方の自立性が一層求められている中で、茅ヶ崎市議会では、従来から担ってきた執行機関に対する監視及び評価の機能のさらなる充実を図るとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行うことができる政策形成機能の向上を図る必要があることを認識しています。

茅ヶ崎市議会では、これらの認識の下、この条例を地方分権時代に即した議会の指針として議会改革をさらに推進していくことと、議員自らが議員としての自覚と見識を持って、主権を有する市民の負託に的確に答えていく決意を明らかにしたものです。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会を構成する議員と市長がともに選挙により選出された主権を有する市民の代表であるという二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が主権を有する市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする。

### 【趣旨】

本条では、この条例を制定する目的を簡潔に表現したもので、条例全体の解釈・運用の指針となるものを定めています。

### 【説明】

議会が、主権を有する市民の負託に的確に応えていくことにより、市民福祉の向上と民主的な市政の推進に寄与することをこの条例の目的としています。その実現のために、議会（議員）と市長がともに選挙により選ばれた主権を有する市民の代表であるという二元代表制における議会の役割をこの条例の中で明らかにするとともに、議会と議員の活動原則などの基本的事項を定めることとしています。

### ※「二元代表制」

地方公共団体の執行機関としての市長と、議事機関としての議会の議員を、ともに住民の直接選挙で選ぶことにより、市長と議会がそれぞれ住民の代表機関としての権限を担い、相互の均衡と調和を図ることを組織原理とする統治制度で、日本国憲法第93条第2項の規定を受けたものです。

〔日本国憲法第93条第2項〕

地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

### ※「市民」

この条例で「市民」という用語を使用していますが、この条例は、法令上の市民の権利を定めたり、制限をしたり、又は義務を課すものではないことから、厳密にその範囲を確定しなければならないものではないため、特に定義規定は置いていません。

地方自治法では、一般に「住民」という用語が使用されていますが、この条例の趣旨及び規定の内容からみると、「住民」のみを対象とするなどの限定的な解釈をする必要はないことから、この条例で使用している「市民」という用語は、より広い範囲を想定しています。茅ヶ崎市自治基本条例では、「市民」の定義を次のように定めています。この条例でも同様の範囲を想定しています。

〔茅ヶ崎市自治基本条例第3条〕

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 茅ヶ崎市内に住所を有する者

- イ 茅ヶ崎市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ウ 茅ヶ崎市内に存する学校等で学ぶ者
- エ 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものその他公益の増進に取り組むもの
- オ 市に対し納税の義務を負うもの

なお、「主権を有する市民」とは、「市民」のうち、茅ヶ崎市における政治や行政のあり方を最終的に決定する力を持った市民のことです。

**(条例の位置付け)**

**第2条** この条例は、議会の基本となる事項を定めるものであり、議会に関する条例、規則その他の規程を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

**【趣旨】**

本条では、この条例がどのような位置付けにあるかを定めています。

**【説明】**

第1条(目的)で規定しているとおり、この条例は、二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等を定めるなど、議会の基本となる事項を定めることとしています。したがって、議会に関する他の条例等の条文を解釈する場合や議会に関する他の条例等を新たに制定したり改正したりする場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならないこととしています。

**(議会の役割)**

**第3条** 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議決により市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 意見書の提出、決議等により、国等への意見表明を行うこと。

**【趣旨】**

第1条(目的)で「二元代表制の下での議会の役割を明らかにする」と規定していますが、それを受けて、本条では、議事機関としての議会の担う役割を具体的に規定しています。なお、「議事機関」という用語は、憲法第93条で使用されている用語ですが、一般的に用いられている「議決機関」という用語と同じ意味です。

地方自治法で定められている議会の権限(議決権、検査権、調査権、議案の提出権など)を行使して、ここに挙げた役割を果たしていくこととなります。

## 【説明】

(1) 議決権は、議会の権限の中心をなすものです。地方自治法第96条第1項に定められている事項（条例の制定改廃、予算を定めること等）等については、議会の議決により、市の（団体としての）意思決定がなされます。

なお、議会の議決の全てが市の（団体としての）意思決定というわけではなく、議会という機関の意思決定である場合もあります。

(2) 地方自治法で、地方公共団体には執行機関として、首長（都道府県知事、市町村長）と委員会（委員）を置くこととされています。本市における執行機関には、市長のほか、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会があります。それぞれの執行機関は、独立した権限を持つとともに、市長の所轄の下に執行機関相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮することとされています。

執行機関の事務執行について、予算の修正、検査・監査の請求権、事務の執行状況の調査権、市長・委員会の代表者への議場への出席要求権等の権限を行使して、監視及び評価を行うものです。監視及び評価に当たっては、個々の事柄に併せて、第13条（市長等による政策等の形成過程の説明）にあるとおり執行機関から詳細な説明を求めることや、第24条（専門的識見の活用）に規定する学識経験者等による調査の結果を活用することもあります。

本市議会では、平成21年（平成20年度決算の審査）から、決算事業評価の取組を実施しています。決算事業評価とは、議会からの提案で始まった取組で、決算審査の中で、決算額や実績等の計数的審査にとどまらず、事業の執行状況や生じた成果等についても議会が審査・評価を行い、評価結果を翌年度の予算審査にも反映させることで、効率的・効果的な行政運営に資することを目的に実施しています。

委員会における議案審査等だけでなく、全員協議会を活用し、執行機関の作成する諸計画や事務執行の在り方等について、意見を述べ、また質疑を行う機会を設けています。

(3) 前文にもあるとおり、これからの議会は、第2号で規定している「監視及び評価」のほか、「政策立案及び政策提言」を積極的に行うことが必要とされています。委員会としての調査研究や議員それぞれの調査研究を積極的に行い、政策立案と政策提言を行うものです。政策立案や政策提言を進めるための具体的な手法として、第16条（政策討議）において議員間で討議すること規定しているほか、第17条（委員会の活動）では委員会による積極的な調査研究について定めています。

また、政策立案能力の更なる向上のために、第19条（議員研修）や第20条（議会事務局）の充実を図ることも規定しています。

なお、「政策立案」には、議会による条例の立案も含まれます（他の条で使用されている「政策立案」についても同様です。）。

(4) 地方自治法第99条で、議会は、その地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができることが定められています。この規定による意見書の提出や決議により、議会の（機関としての）意思を表明するものです。

なお、本条に関連して、茅ヶ崎市自治基本条例第8条(議会の責務)の第2項において、議会は、議会に付与された権能の行使に努めることが規定されています。その中では、議会の具体的な権能として、①条例を制定する権能、②執行機関の事務の執行を監視する権能、③政策を提言する権能(決議や意見書の提出を含む。)、④その他議会に付与された権能(予算を定める権能等)が示されています。

※「議会の責務」

[茅ヶ崎市自治基本条例第8条]

第8条 略

2 議会は、条例を制定する権能、市長等の事務の執行を監視する権能、政策を提言する権能その他議会に付与された権能の行使に努めなければならない。

3 略

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第4条 議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会運営を行うよう努めるものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会活動について積極的に情報提供を行うとともに、市民参加の機会の拡大を図るものとする。

4 議会は、市民にとって分かりやすい議会運営を行うよう努めるものとする。

(平成27条例21・一部改正)

### 【趣旨】

本条では、議会がどのような原則に基づいて活動すべきかを規定しています。

### 【説明】

議会や議員の活動には、地方自治法に基づいて設置された議事機関として全議員で構成された議会全体で活動する「議会活動」と、議員個人や第7条(会派)に規定する会派がそれぞれの政策に基づいて活動する「議員活動(政務活動)」があります。議会活動には、地方自治法等の法令に基づく議会の議決や意思決定等があり、議員活動(政務活動)には、議員個々又は会派が行う調査活動や市民との意見交換等の活動があります。本条では、議会として行う議会活動の活動原則を規定しています。なお、議員活動の活動原則は第6条(議員の活動原則)に規定しています。

主権を有する市民の代表である議会がその負託に的確に応えるために、本条に規定された4つの原則をもとに議会が活動することとしています。

- (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保することとしています。この活動原則を担保するものとして、第9条(会議の公開)では、委員会や協議会等の会議を公開で行うことを規定しているほか、本市議会では茅ヶ崎市議会委員会条例や茅ヶ崎市議会会議規則等の例規を定め、その中で議会活動におけるさまざまなきまりや手続き等を規定し、公開しています。
- (2) 市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会運営を行うよう努めることとしています。討議の具体的な手法として、第15条(自由討議)では、委員会の場で委員相互が自由に討議する機会を積極的に設けることで議案等の審査の充実を図ることを、第16条(政策討議)では、市政に関する重要な政策等において討議の機会を設けることを、第24条(専門的識見の活用)では、充実した討議に資するため、必要に応じて学識経験者等による調査を活用することをそれぞれ規定しています。
- (3) 市民に開かれた議会を目指し、議会活動について市民に積極的に情報提供を行うとともに、市民が議会活動に参加する機会の拡大を図ることとしています。市民参加の手法としては、第8条(市民参加)において、議会報告会・意見交換会の開催や公聴会・参考人制度の活用、委員会での請願又は陳情審査における趣旨説明の機会の設定等、具体的な取組内容を規定しています。市民への積極的な情報提供については、第9条(会議の公開)において、委員会や協議会等の会議を公開の場で行うことを規



定することで、市民が議会活動について知る機会を確保しているほか、第11条（説明責任等）では、議会が市民に積極的に情報提供することを、第23条（広報広聴の充実）では、多様な手段を活用して広報活動や広聴活動を行うことをそれぞれ規定しています。

(4) 市民にとって分かりやすい議会運営を行うよう努めることとしています。この活動原則に関連する規定として、第14条（一問一答方式等）では、本会議や委員会の場で議員から執行機関に質疑又は質問を行う際に、市民にとって質問と答弁の関連性が分かりやすくなるよう、一問一答方式で行うことができることを規定しています。また、第17条（委員会の活動）では、議案等の実質的な審査を行う場である委員会において、市民に分かりやすい審査となるよう努めることを規定しています。

なお、本条に関連して、茅ヶ崎市自治基本条例第8条（議会の責務）では、第1項に、地域の課題及び市民の多様な意見を踏まえ充実した討議の下に議会を運営するよう努めることが、第3項に、議会の運営に当たっては市民に開かれたものとするよう努めることがそれぞれ議会の責務として規定されています。

#### ※「議会の責務」

〔茅ヶ崎市自治基本条例第8条〕

第8条 議会は、主権を有する市民の負託を受けた議員によって構成される議事機関として、地域の課題及び市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会を運営するよう努めなければならない。

2 略

3 議会は、議会を運営するに当たっては、市民に開かれたものとするよう努めなければならない。

#### （災害時の対応）

第5条 議会は、災害時においても、議事機関としての機能を維持するよう努めなければならない。

2 災害時の議会がとるべき対応の方針は、別に定める。

（平成31条例8・追加）

#### 【趣旨】

本条では、議会が災害時においてどのように対応すべきかを規定しています。

#### 【説明】

主権を有する市民の代表である議会が、災害時においてもその負託に的確に 대응し、第3条（議会の役割）に規定する役割を果たすことは市民福祉の向上のために重要なことです。そのために、第1項では「災害時においても、議事機関としての機能を維持するよう努めなければならない」という基本的な考え方を示し、第2項では「災害時の議会がとるべき対応の方針は、別に定める」こととして、災害時においては、この基本的な考え

方に基づき、具体的な対応策を定めている方針に沿って対応することとしています。

本条では「災害時」との表現としていますが、災害以外の予期せぬ事象が生じた場合であっても、当然のことながら、本条と同様の趣旨に基づき対応することとなります。実際に、令和2年2月以降に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の際には、同年3月に開催中であった令和2年第1回定例会において臨時的な対応も含めた方法で議会を運営するとともに、令和2年4月24日には茅ヶ崎市議会新型コロナウイルス対策会議要綱を施行し、「茅ヶ崎市議会新型コロナウイルス対策会議」を立ち上げました。その対策会議では、「茅ヶ崎市議会新型コロナウイルス感染症等に係る対応方針」を策定し、コロナ禍であっても議事機関としての機能を維持するための手法や感染拡大防止策について協議を行いました。

#### (議員の活動原則)

- 第6条 議員は、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互の言論を尊重するとともに、自由討議を推進するものとする。
- 2 議員は、市政の課題について、市民の多様な意見の的確な把握に努めるとともに、特定の地域又は個人若しくは団体の意向に捉われず、市民全体の福祉の向上を目指して、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。
- 3 議員は、自らの議会活動について、積極的に情報提供を行うものとする。
- 4 議員は、主権を有する市民の代表であることを自覚し、自らの資質の向上を図るため不断の研鑽に努めるものとする。
- 5 議員は、主権を有する市民の代表として、良識ある活動及び行動に努めるものとする。

(平成31条例8・旧第5条線下、令和5年条例13・一部改正)

#### 【趣旨】

本条では、議会を構成する議員がどのような原則に基づいて活動すべきかを規定しています。

#### 【説明】

主権を有する市民の代表である議員がその負託に的確に応えるとともに、第3条（議会の役割）や第4条（議会の活動原則）に規定する議会としての活動等を推進するために、議員一人一人が本条に規定された5つの原則をもとに活動することとしています。

- (1) 全ての議員が、議員相互の言論を尊重するとともに、自由討議を推進することとしています。議会の取組である第15条（自由討議）及び第16条（政策討議）を推進するために必要な、議員一人一人の考え方を規定しています。
- (2) 全ての議員が、市民の多様な意見の的確な把握に努めるとともに、市民全体の福祉の向上を目指して、積極的な政策立案及び政策提言を行うこととしています。日頃の議員活動や第8条（市民参加）にあるような市民との意見交換、第17条（委員会の活動）における調査研究等において、市民の多様な意見を把握し、それを政策立案や執行機関に対する政策提言等に活かす取組を行うこととなります。

また、議員は政策立案能力等の向上のため、第18条（政務活動費）、第19条（議員研修）、第20条（議会事務局）及び第21条（議会図書室）等を効果的に活用します。

- (3) 全ての議員が、自らの議会活動について、積極的に情報提供を行うこととしています。会派及び議員は、必要に応じて第18条（政務活動費）に規定する政務活動費を活用する等、さまざまな媒体を利用して市民への議会報告等を行うこととしています。
- (4) 全ての議員が、自らの資質の向上を図るため不断の研鑽に努めることとしています。資質向上を図る手法として、第19条（議員研修）に基づく全議員対象の議員研修会を開催しているほか、外部の研修会に議員を派遣することもあります。
- (5) 全ての議員が、良識ある活動及び行動に努めることとしています。議員の活動及び行動に当たっては、主権を有する市民の代表であることを自覚し、他者の人権等に配慮すべきであることから、本項に規定しています。

なお、本条に関連して、茅ヶ崎市自治基本条例第9条（議員の責務）では、第1項に、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めることが、第2項に、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに政治倫理の向上に努めることが、第3項に、調査研究活動、立法活動、政策提言活動その他議会の責務を果たすために必要とされる活動を積極的に行うよう努めることがそれぞれ議員の責務として規定されています。

#### ※「議員の責務」

〔茅ヶ崎市自治基本条例第9条〕

- 第9条 議員は、主権を有する市民の負託に応えるため、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならない。
- 2 議員は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の向上に努めなければならない。
- 3 議員は、調査研究活動、立法活動、政策提言活動その他議会の責務を果たすために必要とされる活動を積極的に行うよう努めなければならない。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、複数の議員で構成する会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。

3 会派は、議会の円滑な運営に努めるとともに、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派との合意形成に努めるものとする。

(平成31条例8・旧第6条線下)

【趣旨】

本条では、会派の位置付けなどについて規定しています。

【説明】

会派とは、議会内に結成された議員の同志的集合体のことですが、法律上も明確な定義や位置付けはなされていません。本市議会では、会派は複数の議員で構成するものとし、政策を中心とした同一の理念を共有し、活動するものと位置付けています。さらに、それぞれの会派は、第4条（議会の活動原則）における充実した討議に努めることや、第6条（議員の活動原則）における議員相互の言論を尊重し自由な討議を推進すること、また市民全体の福祉の向上を目指した政策立案等を行うこと等の活動原則を踏まえ、議会の円滑な運営に努めるとともに、政策立案、政策提言等に関して必要に応じて他の会派との合意形成に努めることとしています。

会派に関連するものとして「会派制」があります。会派制とは、会派で意見を取りまとめて執行機関へ予算要望等を行ったり、会派ごとに集約した意見をもとに議会内の議論や情報共有を行う等、会派を単位として議会に関する各活動を行う仕組みをいいます。会派制も、会派と同様、法律上も明確な定義や位置付けはなされていませんが、全国的にも多くの議会で行われています。本市議会でも、従来から会派制による議会運営を行っており、円滑な議事運営や政策立案等、政策提言等を行う上で大きな役割を果たしています。さらに、ある一定以上の人数の会派を「交渉会派」と呼び、交渉会派単位で議会内人事等に関する意見調整等を行ったりすることがあります。

※政務活動費交付条例における「会派」について

政務活動費交付条例における「会派」は、議会基本条例で規定する会派とは異なるものとなっています。政務活動費交付条例第2条には、政務活動費を「会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）」に交付することとしており、複数の議員で構成しない場合も「会派」としています。政務活動費の交付に当たっては、所属議員が1名の会派も含め、会派単位で交付しています。

### 第3章 市民と議会との関係

#### (市民参加)

第8条 議会は、議会活動について市民に説明等を行うための議会報告会を開催するとともに、市民の意見を議会活動に反映することができるよう市民との意見交換の機会を設けるものとする。

2 前項に規定する議会報告会の開催及び市民との意見交換の機会を設けることに関し必要な事項は、別に定める。

3 議会は、公聴会及び参考人の制度を活用することにより、市民の意見又は専門的若しくは政策的な識見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）において請願又は陳情の審査を行うに当たり、請願者又は陳情者から趣旨説明の申出があったときは、その機会を設けるものとする。

（平成27条例21・一部改正、平成31条例8・旧第7条繰下）

#### 【趣旨】

本条では、第4条（議会の活動原則）で定めた「市民参加の機会の拡大を図る」ことについて、その内容を具体的に規定しています。

#### 【説明】

1 議会活動について市民に説明等を行うための「議会報告会」と市民の意見を議会活動に反映するための「市民との意見交換の機会」は、その目的が異なることから、それぞれ別なものとして定めています。第1項では、「議会報告会」を開催することと、「市民との意見交換の機会」を設けることを定めており、第2項では、その実施に関して必要な事項は別に定めることとしています。

平成23年11月からは議会報告会を、平成25年5月からは意見交換会を定期的で開催しています。運営については、第23条（広報広聴の充実）で定める「多様な手段を活用」する観点から、その時の社会情勢や市民ニーズ等に併せて、その都度開催方法を工夫し、開催ごとに実施要領を定めています（開催方法の工夫については、第23条の説明を参照してください。）。

2 第3項では、地方自治法第115条の2に規定されている「公聴会」と「参考人」の制度を活用し、市民の「意見」や「専門的・政策的識見」を議会の討議に反映させるよう努めることを規定しています。「識見」は、法令上使用される例の多い用語ですが、一般的に使用される「見識」と特に異なるものではありません。

3 第4項では、請願又は陳情の審査に当たり、請願者又は陳情者から趣旨説明の申出があったときは、その審査を行う委員会の会議において、趣旨説明の機会を設けることを規定しています。

趣旨説明は、公式の会議中に行い、会議録にも掲載されるほか、趣旨説明があった内容に関して、議員から請願者又は陳情者に対して質疑をすることもあります。

## (会議の公開)

第9条 議会は、委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場の会議を別に条例その他の規程で定めるところにより公開するものとする。

(平成27条例21・一部改正、平成31条例8・旧第8条繰下)

### 【趣旨】

本条では、委員会及び「地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」の会議の公開について規定しています。

### 【説明】

1 議会における会議は、本会議（全議員で構成する議会の会議をいいます。）と委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいいます。）に大別されます。

本会議の公開については地方自治法で定められていますが、委員会の会議の公開については特に定められていません。

かつて、全国的に、委員会の会議は委員長の許可を要する制限公開とする地方議会が大多数でしたが、本市議会では、早期に茅ヶ崎市議会委員会条例を改正し、平成18年から、委員会の会議を公開することを決めました。

このように、委員会の会議の公開については、既に定められていますが、委員会の会議の公開というのは重要な事項であるため、この条例でまず規定することとしたものです。

なお、「別に条例その他の規程で定める」とは、茅ヶ崎市議会委員会条例を指し、実際の公開の方法については、同条例の定めによることとなります。

また、本市議会では、平成17年から、より開かれた議会を目指すという観点により、本会議のインターネット中継を開始し、さらに、平成28年から、委員会のインターネット中継を開始しました。なお、生中継のほか、録画版と当日速報版の配信も行っています。

2 地方自治法第100条第12項の規定に基づく公式の会議について、会議を公開することを定めています。

なお、「別に条例その他の規程で定める」とは、会議体ごとに定める規程（議会告示）を指し、実際の公開の方法については、これらの告示の定めによることとなります。

※「地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」

平成20年の地方自治法改正により、議案の審査や議会運営の充実を図る目的で開催されている会議を、茅ヶ崎市議会会議規則に定めることにより、公式の会議として設置することができるようになりました。本市議会では、これまで次の会議体を設置しています。

- 平成23年から 全員協議会
- 平成26年から 広報広聴委員会
- 令和3年から ICT活用推進協議会

(正副議長選挙における所信表明会)

第10条 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、市民に選出過程を明らかにするため、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

(令和5年条例13・追加)

【趣旨】

本条では、議長選挙及び副議長選挙を実施するに当たり、議長及び副議長の職を志願する者に対し、事前に所信を表明する機会（以下「所信表明会」という。）を設けることについて規定しています。

【説明】

議長及び副議長の任期は、地方自治法第103条において議員の任期によると規定されており、法令上の任期は4年ですが、本市議会では、通例として2年ごとに議長選挙及び副議長選挙を行っています。議長選挙及び副議長選挙では、平成29年より、議長及び副議長の選出過程の透明化を図ることで第11条（説明責任等）にあるとおり議会活動についての説明責任を果たし、以て市民に開かれた議会の実現に資することを目的に、議長選挙及び副議長選挙に先立って所信表明会を開催しています。

所信表明会では、議長又は副議長の職を志願する議員が、公開の場でその所信を順に表明し、各議員は、表明された所信を踏まえて議長及び副議長を選出します。

所信表明会は、平成29年から令和3年まで運用方法を検討しながら計3回開催し、本市議会での運用が定着したことから、その位置付けを明確にするとともに、より一層推進するため、この条例に位置付けることとしたものです。

所信表明会の様子は、議長選挙及び副議長選挙とともにインターネットで配信を行っているほか、令和3年からは、所信表明会の会議録を作成し市議会ホームページ等で公開しています。

(説明責任等)

第11条 議会は、議会活動について、市民に説明する責務を有する。

2 議会は、議会活動についての情報を市民に積極的に提供するものとする。

(平成31条例8・旧第9条線下、令和5年条例13・旧第10条線下)

【趣旨】

本条では、第4条（議会の活動原則）で定めた「市民に開かれた議会を目指し、議会活動について積極的な情報提供を行う」ことを踏まえ、議会活動について市民に説明する責務等について規定しています。

## 【説明】

議会は、主権を有する市民の負託を受けた議員により構成されています。議会が、その負託に応えるためには、議会活動やその成果等について市民に説明し、積極的に情報提供することが不可欠であり、それを責務として定めています。

具体的な手法としては、第8条（市民参加）に定める議会報告会の開催、第9条（会議の公開）に定める会議の公開、第17条（委員会の活動）に定める会議資料や調査研究活動及びその成果等の公表、第23条（広報広聴の充実）に定める多様な手段による広報活動などがありますが、ここにある規定以外にも、その時々に合わせて手法で情報提供等を行っています。

なお、説明する対象としては、「主権を有する市民」に限定する必要はないことから、「市民」としています（「主権を有する市民」と「市民」の意味については、第1条の説明を参照してください。）。



## 第4章 議会と市長等との関係

### (議会と市長等との関係)

第12条 議会は、二元代表制の下、市長等と緊張ある関係を保ちながら、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。

(平成31条例8・旧第10条繰下、令和5年条例13・旧第11条繰下)

#### 【趣旨】

本条では、二元代表制における議会と市長等との関係について規定しています。

#### 【説明】

二元代表制においては、議事機関（議会）と執行機関（市長等）の権限は明確に区分されており、相互の牽制作用による調和の上に、民主的で公正な行政運営の実現が期待されるものとされています。その二元代表制の趣旨に鑑み、議会と市長等が緊張ある関係を保つこととし、その上で、第3条（議会の役割）の規定も踏まえ、議会としての立場から、「市長等の事務執行の監視及び評価」、「政策立案及び政策提言」を行うこととしています。

本条に関連した取組としては、監視及び評価については、第13条（市長等による政策等の形成過程の説明）及び第14条（一問一答方式等）による市長等への質疑・質問の実施などが、政策立案及び政策提言については、第16条（政策討議）及び第17条（委員会の活動）等に基づく政策討議及び政策提言などがあります。

### (市長等による政策等の形成過程の説明)

第13条 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、審議を通じてその政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) その政策等を必要とする背景
- (2) 他の政策等の案又は他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討の内容
- (3) 総合計画（政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。以下この号において同じ。）における位置付け又は総合計画との整合性
- (4) 市民参加の状況
- (5) その政策等に要する経費（将来負担すべき経費を含む。）及び財源

(平成31条例8・旧第11条繰下、令和5年条例13・旧第12条繰下)

#### 【趣旨】

市長等が提案する重要な政策等について、議会が、必要な情報を求めることができることを規定しています。

## 【説明】

第3条（議会の役割）に定める議会の役割の一つとして、市長等の事務執行の監視及び評価が規定されていますが、市長等から提案される重要な政策等については、議員が十分な情報に基づいて審議することにより、その政策等の水準を高めるため、第1号から第5号までの事項について明らかにするよう求めることができることとしています。当然のことながら、本条に規定している事項以外にも、必要に応じて、議会から市長等に審議に必要な情報の説明や公表を求めることができます。例えば、「政策等が必要となった経緯」や「政策等を実施する目的」、「手法の妥当性」及び「政策等の実施により期待される効果」等について説明を求めることが想定されます。

市長等に説明を求めるに当たっては、口頭での説明のほか、関連する資料の提出を要求することもあります。

これらの事項について市長等に説明を求め、その内容を第9条（会議の公開）の定めにより市民に明らかにすることは、第4条（議会の活動原則）に規定する議会活動の透明性を確保し、市民にとって分かりやすい議会運営に資するとともに、議論の論点を明確化することで議会内の充実した討議につながります。また、第11条（説明責任等）に規定する議会の説明責任を果たす上でも重要です。

なお、本条では、その対象を「重要な政策等」としており、具体的に特定はしていません。「重要な政策等」に該当するかどうかは、その都度、個々に判断することになります。

### （一問一答方式等）

第14条 本会議（全議員で構成する議会の会議をいう。次項において同じ。）における質疑又は質問は、その論点又は争点を明確にするため、一問一答の方式により行うことができる。

2 説明のため本会議に出席した者は、議員の質疑又は質問に対し、議長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。

3 前2項の規定は、委員会の会議について準用する。この場合において、前項中「議員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

（平成31条例8・旧第12条繰下、令和5条例13・旧第13条繰下）

## 【趣旨】

本条では、本会議・委員会での質疑・質問を一問一答方式でできることと、市長をはじめとする執行機関の出席者が議員の質疑・質問の趣旨を確認するための発言ができることを規定しています。

## 【説明】

1 従来は、本会議（全議員で構成する議会の会議をいいます。）での一般質問（議員が議長の許可を得て行う市の一般事務についての質問をいいます。）については、議員が全ての項目をまとめて質問し、市長をはじめとする執行機関の出席者がまとめて答弁する一括方式で行っており、質疑（議題となっている議案等について疑義を質すことを

います。)については、一括方式と一問一答方式を併用して行っていました。

一括方式は、さまざまな質問に対する答弁をまとめて行うため、質問と答弁の関連性が分かりにくいなどの課題があります。

第1項では、論点・争点がより明確になるようにするため、質疑だけでなく、一般質問についても一問一答方式で行うことができることとしています。

平成26年第2回定例会から、一般質問に一問一答方式を導入し、従来の一括方式と一問一答方式の選択制を採用しています。

2 第2項では、市長をはじめとする執行機関の出席者が、質疑・質問の趣旨を確認するための発言ができることを規定しています。これにより、質疑・質問の趣旨が明確になり、答弁が的確なものになることによって、より分かりやすい議会運営となるようにするものです。

3 第3項では、第1項と第2項で規定した内容を委員会の会議にも適用することとしています。

なお、従来から、委員会の会議での質疑(委員会は、議案等の実質的な審査が行われる場であり、主に質疑が行われます。)は、一問一答方式で行っています。

## 第5章 自由討議

### (自由討議)

第15条 委員会は、議案等の審査を行うに当たり、必要に応じて委員相互間の自由討議を行う機会を設け、議論を尽くすものとする。

2 委員会の委員長は、委員会において議案等の審査を行うに当たり、委員相互間の自由討議が積極的に行われるよう議事を整理するものとする。

(平成27条例21・一部改正、平成31条例8・旧第13条繰下、令和5年条例13・旧第14条繰下)

#### 【趣旨】

本条では、委員会の会議での自由討議について規定しています。

#### 【説明】

現在の議案等の審査は、議員の質疑とそれに対する市長をはじめとする執行機関の出席者の答弁を中心に行われていますが、第4条(議会の活動原則)に規定したように「充実した討議の下に議会運営を行う」ことが必要とされています。

それを実現するため、第1項で、実質的な審査が行われる場である委員会の会議において、議案等の審査の際に必要なに応じて委員同士の自由討議の機会を設け、議論を尽くすことを、第2項で、自由討議を積極的に行うための委員長の議事整理について定めています。議案や請願・陳情の審査の際に討議を行うほか、本市議会が取り組んでいる決算事業評価や政策討議の場でも行っており、どちらの取組でも、委員間で相互に意見を出し合い議論がより深まるよう討議しています(「決算事業評価」については第3条の説明を、「政策討議」については第16条の説明を参照してください。)

なお、自由かつ活発な討議となるよう、第6条(議員の活動原則)にあるように、各議員は互いの言論や意見を尊重することとしています。

### (政策討議)

第16条 議会は、市政に関する重要な政策又は課題について、議会としての共通認識の醸成を図るため、討議の機会を設けるものとする。

(平成31条例8・旧第14条繰下、令和5年条例13・旧第15条繰下)

#### 【趣旨】

本条では、議会が政策等に関する討議の機会を設けることを規定しています。

#### 【説明】

市長等から提出される議案等を審議するだけでなく、市政に関する重要な政策・課題について、議会としての共通認識を醸成するために、議会が主体的に討議の機会を設けることを規定しています。

「政策討議」の運用については、第17条(委員会の活動)にある調査研究活動の一環として、平成26年から、常任委員会ごとに所管事項の中からテーマを決め、2年間の任

期の中で、議員同士での議論等を経て、政策提言や条例制定を目指す取組を行っています。なお、政策討議に取り組む際には、必要に応じて、第8条（市民参加）や第23条（広報広聴の充実）にあるように、市民や関係団体等との意見を聞く機会を設けることもあります。

## 第6章 委員会の活動

第17条 委員会は、議案等の審査を行うに当たり、市民に分かりやすい審査を行うよう努めるものとする。この場合において、審査に使用した資料等を公表するものとする。

2 委員会は、その所管に属する事務について、積極的に調査研究を行うものとする。

(平成31条例8・旧第15条繰下、令和5年条例13・旧第16条繰下)

### 【趣旨】

本条は、委員会が、分かりやすい審査を行うよう努めることと、積極的に調査研究を行うことを規定しています。

### 【説明】

1 第1項では、委員会は実質的な審査を行う場であることから、審査を行うに当たっては、第4条（議会の活動原則）にあるように、市民に分かりやすい審査を行うよう努めることと、分かりやすい審査とするための方法として、審査に使用した会議資料等を公表することとしています。

会議の資料は、第21条（議会図書室）で規定する議会図書室に配架しているほか、市議会ホームページで公表しているものもあります。また、平成26年第1回定例会から、本会議、委員会及び各協議会等の資料について、当日の会議傍聴者への閲覧に供するだけでなく、会議終了後に希望者への配付を行っています。

2 第2項では、市長等から提出された議案等の審査に限らず、各委員会の所管事務について、第3条（議会の役割）を果たすため、積極的に調査研究を行うこととしています。各委員会が取り組んだ調査研究の内容は、その成果とともに記録し、第11条（説明責任等）に基づき市民に公表しています。

本条に関する取組として、本市議会では「政策討議」の取組がありますが、その他にも委員会ごとに所管する分野について、必要と考える調査研究を行っています（「政策討議」については第16条の説明を参照してください。）。

## 第7章 政務活動費

(平成25条例1・改称)

第18条 会派及び議員は、政策立案、政策提言等に資するため、別に条例で定めるところにより交付される政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行うものとする。

2 議長は、別に条例で定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書及び領収証の原本その他支出を明らかにする書類を一般の閲覧に供しなければならない。

3 会派及び議員は、市民から政務活動費の用途等について説明を求められたときは、政務活動費をその経費として使用した調査研究その他の活動の状況及び当該活動に要した経費の支出の状況について説明しなければならない。

(平成25条例1・一部改正、平成31条例8・旧第16条繰下、令和5年条例13・旧第17条繰下)

### 【趣旨】

本条では、政務活動費の有効活用と、政務活動費の用途等の説明を求められたときには、会派及び議員が説明をしなければならないことを規定しています。

### 【説明】

1 政務活動費は、茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例により交付されており、交付や収支報告等の手続や政務活動費を充てることができる経費の範囲などは同条例で定められています。第1項では、その政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行うことを規定しています。政務活動費の用途には、行政視察や研修への出席、広報媒体を活用した市民への情報発信、市民からの要望や意見の聴取を行う広聴活動、参考資料の購入等があります。

2 現在、茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例の規定により、各年度終了後、政務活動費の収支報告書、証拠書類等の写しを自由に閲覧できることになっています（市役所の市政情報コーナー及び議会図書室への配架並びに市議会ホームページで公表しています。）。

このように、茅ヶ崎市情報公開条例に基づく公開請求によらなくとも、これらの書類を自由に閲覧できることとしており、積極的な情報提供に努めているところですが、政務活動費の用途の透明性を確保することは重要な事項であるため、この条例でまず規定することとしたものです（第2項）。

なお、「別に条例で定める」とは、茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例を指し、実際の閲覧の方法等については、同条例の定めによることになります。

3 2の説明のとおり、政務活動費については積極的な情報提供に努めているところですが、第3項で、さらに政務活動費の用途等について説明を求められたときは、その調査研究その他の活動の状況と経費の支出の状況を、自らが説明しなければならないこととしています。

※「政務活動費」

地方自治法第100条第14項の規定に基づき、条例で定めるところにより、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に交付されるものです。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中、地方議会が担う役割がますます重要になってきているという認識の下に、議員の調査活動基盤の充実を図るため、平成12年の地方自治法の改正により制度化されました（制度化当時は「政務調査費」という名称でしたが、平成24年の地方自治法改正により「政務活動費」に改められました。）。

本市議会では、茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例により、会派（所属議員が1人の場合を含みます。）に対し、所属議員1人につき月額50,000円が交付されています。



## 第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備

### (議員研修)

第 19 条 議会は、議員の政策立案能力等の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。

(平成 31 条例 8・旧第 17 条繰下、令和 5 年条例 13・旧第 18 条繰下)

#### 【趣旨】

本条では、議員研修の充実強化について規定しています。

#### 【説明】

第 3 条（議会の役割）で、議会の役割として「政策立案及び政策提言」を定めていますが、実際に政策立案等を行うのは第 6 条（議員の活動原則）にもあるとおり議会を構成する議員です。そのため、議員の政策立案能力等の向上を通じて、議会の役割をより一層果たしていくことを目的に、研修の充実強化を図ることとしています。

具体的には、議員研修会を毎年度開催するとともに、他の団体が主催する議員向けの研修会に議員を派遣する等しています。

### (議会事務局)

第 20 条 議会は、議会の政策立案機能の向上のため、議員の政策立案活動を補助する議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実を図るものとする。

(平成 31 条例 8・旧第 18 条繰下、令和 5 年条例 13・旧第 19 条繰下)

#### 【趣旨】

本条では、議会事務局の調査・法務機能の充実について規定しています。

#### 【説明】

議会事務局は、地方自治法第 138 条第 2 項の規定に基づき、茅ヶ崎市議会事務局設置条例により設置されています。議会が市民全体の福祉の向上を目指し、社会の変化に対応した政策立案をするためにも、議員を補助する議会事務局の機能強化が求められています。

第 3 条（議会の役割）で、議会の役割として「政策立案及び政策提言」を、第 6 条（議員の活動原則）で、議員は「積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする」とそれぞれ定めていますが、実際に政策立案等を行うのは議会を構成する議員であることから、議員の政策立案等を補助する議会事務局の機能の充実を図ることとしています。議会事務局は、必要に応じて、国・県・他自治体の事例等を調査して議員に情報提供するほか、議員による議案等（条例、意見書・決議、市長提出議案の修正等）の提出に際し補助をしていますが、特に、政策や条例等を立案する場合には、他自治体の実施する政策等の調査や条例改正に関する法務的な知識等が必要となることから、調査及び法務に関する機能の充実としています。

(議会図書室)

第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書、資料等の充実を図るものとする。

2 議会図書室は、議員の利用のほか、一般の利用に供する。

3 議会図書室の管理に関し必要な事項は、別に定める。

(平成31条例8・旧第19条繰下・一部改正、令和5年条例13・旧第20条繰下)

【趣旨】

本条では、議会図書室の図書、資料等の充実を図ること及び議会図書室を一般の利用に供すること等について規定しています。

【説明】

議会は、地方自治法第100条第18項の規定により、議会図書室を設置することとされています。

現に本市議会にも議会図書室はありますが、議員の調査研究に資するため、図書、資料等の充実を図ることとしています。

なお、議会図書室については、茅ヶ崎市議会図書室規程に基づき、従来から議員以外の利用(閲覧)もできることになっていました。しかし、議会図書室自体の周知も含め、利用が可能であることの周知が十分ではないと考えられることから、根拠規定をより明確化するとともにより一層の周知を図るため、この条例に位置付けることとしたものです。

(予算の確保)

第22条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(平成31条例8・旧第20条繰下、令和5年条例13・旧第21条繰下)

【趣旨】

本条では、議会として必要な予算の確保に努めることを規定しています。

【説明】

二元代表制においては、議事機関(議会)と執行機関(市長等)の権限は明確に区分されており、相互の牽制作用による調和の上に、民主的で公正な行政運営の実現が期待されるものとされています。第3条(議会の役割)に規定するとおり、議会には市長等を監視する機能や政策立案機能などの充実強化が求められており、機能の充実強化のために必要な予算の確保に努めることも実現手法の一つです。

しかし、予算の調製権は市長のみにあることから、二元代表制の趣旨に鑑み、市政運営に係る予算とのバランスを考慮しながら、議会が議事機関として第3条(議会の役割)に規定する各機能を果たすため、円滑かつ効率的な議事運営を行う上で必要な予算の確保に努めることとしています。

## (広報広聴の充実)

第23条 議会は、第11条第1項の責務を果たすとともに、市政及び議会活動についての市民の関心を高めるため、多様な手段を活用し、広報の充実を図るものとする。

2 議会は、市政及び議会活動についての市民の要望、意見等を把握するため、多様な手段を活用し、広聴の充実を図るものとする。

(平成27条例21・一部改正、平成31条例8・旧第21条繰下・一部改正、令和5年条例13・旧第22条繰下・一部改正)

### 【趣旨】

本条では、多様な手段を活用しての広報及び広聴の充実について規定しています。

### 【説明】

1 第1項では、第4条(議会の活動原則)で規定する「市民に開かれた議会を目指し、議会活動について積極的に情報提供を行う」ことを踏まえつつ、第11条(説明責任等)で規定している議会活動について市民に説明する責務を果たすとともに、市政及び議会活動により関心を持ってもらうため、さまざまな手段を活用し、広報の充実を図ることとしています。

具体的な手法として、第8条(市民参加)に規定する議会報告会のほか、市議会の広報紙である議会だよりの発行、市議会ホームページによる情報発信等を中心に行っていますが、情報技術の発展をはじめ、その時の社会情勢や市民ニーズ等に合わせて、多様な手段を活用する必要があります。

新たな広報手段としては、平成29年5月26日に、本市議会のfacebookアカウントを新たに開設し、会議の開催情報や視察報告等を随時配信しています。また、令和3年4月1日に、市議会公式YouTubeチャンネルを新たに開設し、議会報告や委員会の活動報告、ホノルル市議会との交流等について配信しています。

特に、議会報告会では、例年、市民と直接対面する方法で開催していましたが、令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響で、一時開催を休止した後、YouTubeチャンネルを活用し、インターネットによる議会報告を行っており、その都度開催方法を工夫しています。

2 第2項では、市政及び議会活動により関心を持ってもらうため、さまざまな手段を活用し、広聴の充実を図ることとしています。

具体的な手法として、第8条(市民参加)に規定する意見交換会等を行っていますが、第1項と同様、その時の社会情勢や市民ニーズ等に合わせて、多様な手段を活用し、特に多様な世代や分野からの意見を把握する必要があります。

意見交換会は、例年、「対面方式」で開催していましたが、令和3年11月から、議員と市民がグループになり、お互いに発言しやすい雰囲気の中で意見交換を行うことのできる「グループワーク方式」に変更しています。

(専門的識見の活用)

第24条 議会は、学識経験者等による専門的事項に係る調査を活用し、議会の討議に反映させるものとする。

(平成31条例8・旧第22条繰下、令和5年条例13・旧第23条繰下)

【趣旨】

本条では、学識経験者等による調査を活用することについて規定しています。

【説明】

平成18年の地方自治法の改正により、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験者等(個人だけでなく、法人、法人格のない団体・組織等も含まれます。)に行わせることができることになりました(地方自治法第100条の2)。

第4条(議会の活動原則)に規定する「充実した討議の下に議会運営を行う」ことに資するため、この学識経験者等による専門的事項に係る調査を必要に応じて活用することとしています。

## 第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬

### (議員の政治倫理)

第25条 議員は、主権を有する市民の代表者として市政に携わる責務を深く自覚し、主権を有する市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努めなければならない。

(平成31条例8・旧第23条繰下、令和5年条例13・旧第24条繰下)

#### 【趣旨】

本条では、議員の政治倫理の向上について規定しています。

#### 【説明】

第1条(目的)で、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与することをこの条例の目的としています。それを実現するためには、議会を構成する議員は、自らの地位や権限を利用して、特定の企業に利益を与える行為や、企業からの金銭的な贈り物や接待、その他の利益を受け取ってははいけません。また、市の職員に対して、公正な職務執行を妨げる行為や、採用、昇任などの人事に関与する不正な働きかけを行ってははいけません。その他、ハラスメントや文書、インターネット等により他者の名誉や社会的信用を害する可能性の高い誹謗中傷など、議員としての品位と名誉を損ない、市議会の信頼を失墜させるおそれのある行為を行うことのないよう、政治倫理の向上に努めることとしています。

なお、本条に関連して、茅ヶ崎市自治基本条例第9条(議員の責務)の第2項において、議員が、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の向上に努めなければならないことが規定されています。

#### ※「議員の責務」

[茅ヶ崎市自治基本条例第9条]

第9条 略

2 議員は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の向上に努めなければならない。

3 略

(議員定数の改定)

第26条 委員会又は議員は、議員定数を改定するための議案を提出しようとするときは、明確な理由を付して提出するものとする。

2 前項の規定による議案の提出又は当該議案の審査に当たっては、公聴会又は参考人の制度の活用等により、市民、学識経験者等の意見を聴くものとする。

(平成31条例8・旧第24条繰下、令和5年条例13・旧第25条繰下)

【趣旨】

本条では、議員の定数を改定する場合の手續等について規定しています。

【説明】

議員の定数については、地方自治法第91条において人口に応じて上限数が設定されており、その上限数を超えない範囲内において条例で定めることとされています。本市では、茅ヶ崎市議会議員定数条例で議員定数が定められています。

第1項で、議員定数を改定するには明確な理由を付して議案を提出することとし、第2項で、公聴会や参考人の制度の活用などにより市民や学識経験者等の意見を聴くこととしています。

なお、「公聴会」や「参考人」というのは例示であり、市民や学識経験者等の意見を聴く方法がこれらに限定されるものではありません。

また、本条の「学識経験者等」については、公聴会又は参考人の制度を活用する場合は、実際に会議の場で意見を聴取する対象となりますので、その性質上個人(自然人)を想定しています(その個人が、法人や法人格のない団体等の代表者や構成員であることは考えられます。)

(議員報酬の改定)

第27条 委員会又は議員は、議員報酬の額を改定するための議案を提出しようとするときは、別に条例で定める手續を経た後、明確な理由を付して提出するものとする。

2 前条第2項の規定は、議員報酬の額の改定について準用する。

(平成31条例8・旧第25条繰下、令和5年条例13・旧第26条繰下)

【趣旨】

本条では、議員報酬の額を改定する場合の手續等について規定しています。

【説明】

議員報酬については、地方自治法第203条において、条例で定めることと規定されています。本市では、茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定められています。

議員報酬の額を改定するには、茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条で「茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会の意見を聴かなければならない」と規定されています。第1項で、その手續を経た後、明確な理由を付して議案を提出することと

し、第2項で、公聴会や参考人の制度の活用などにより、市民や学識経験者等の意見を聴くこととしています（第26条第2項と同じ内容です。）。

なお、「公聴会」や「参考人」というのは例示であり、市民や学識経験者等の意見を聴く方法がこれらに限定されるものではありません。

また、本条の「学識経験者等」については、公聴会又は参考人の制度を活用する場合は、実際に会議の場で意見を聴取する対象となりますので、その性質上個人（自然人）を想定しています（その個人が、法人や法人格のない団体等の代表者や構成員であることは考えられます。）。

## 第 10 章 条例の検証及び見直し

**第 28 条** 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて常に検証を行い、必要があると認められるときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(平成 31 条例 8・旧第 26 条繰下、令和 5 年条例 13・旧第 27 条繰下)

### 【趣旨】

本条では、この条例が形骸化しないように、条例制定後も検証を行うことなどを規定しています。

### 【説明】

この条例が制定された後も、この条例の目的が達成されているかどうかについての検証を常に行うことと、必要があれば適切な措置を講じることとしています。

条例の検証は、議員の任期である 4 年の間に 1 回、議会内の会議体において全条文の検証を行い、新たな取組の実施や条例改正等の必要な措置を講じています。検証の結果、条例改正が必要と判断した場合には、パブリックコメントを実施し市民の意見を伺うとともに、検証結果や講じた措置等は広く市民に公表しています。

また、上記の検証に限らず、この条例の条文解釈や運用面で課題が生じた際には、議会内でその都度協議を行い、条例の目的がより一層達成されるよう必要な措置を講じています。



## 附 則

### 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則（平成25年条例第1号）

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、この条例の施行の前日に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

### 附 則（平成27年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成31年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（令和5年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 【趣旨】

この条例の施行日を規定しています。

### 【説明】

「附則」は、法令の最後に置かれるもので、その法令の施行期日などを規定しています。この条例が平成23年4月1日から施行されること等を定めています。

なお、附則は、条例の改正の際等に新たな附則が追加されることがあります。

### ※「施行」

法令の規定の効力を現実に一般的に発生させることをいいます。

## 【制定・改正の経緯】

■平成23年3月 制定（平成23年4月施行）

■平成25年2月 一部改正（平成25年3月施行）

### 【主な改正内容】

地方自治法の改正に伴い、「政務調査費」の名称を「政務活動費」に改めるとともに、充てることができる経費の範囲を定めるもの

■平成27年3月 一部改正（平成27年3月施行）

### 【主な改正内容】

平成26年度に実施した検証に基づき、次の規定の新設・改正を行うもの

- ・ 請願者・陳情者の趣旨説明の機会の新設（第7条）
- ・ 全員協議会及び広報広聴委員会の会議の公開に係る改正（第8条）
- ・ 広聴の充実の新設（第21条）
- ・ 義務等に関する規定の改正（第4条・第13条）  
※ 「努める」という努力義務規定を原則・方針を表す「ものとする」という規定に改めるもの

■平成31年3月 一部改正（平成31年3月施行）

### 【主な改正内容】

平成30年度に実施した検証に基づき、次の規定の新設・改正を行うもの

- ・ 災害時の対応に関する規定の新設（第5条）
- ・ 議会図書室の利用に係る改正（第20条）
- ・ 所要の規定の整備

■令和5年3月 一部改正（令和5年3月施行）

### 【主な改正内容】

令和4年度に実施した検証に基づき、次の規定の新設・改正を行うもの

- ・ 正副議長選挙における所信表明会に関する規定の新設（第10条）
- ・ 議員の活動原則に係る改正（第6条）
- ・ 所要の規定の整備

■令和7年4月 逐条解説一部修正（令和7年4月）

### 【主な修正内容】

逐条解説における議員の政治倫理について、より詳細に明記するもの（第25条）

政務活動費の月額を40,000円から50,000円とする  
もの（第18条）

茅ヶ崎市議会基本条例逐条解説（第5版）  
令和7年（2025年）4月発行 30部作成  
編集・発行 茅ヶ崎市議会

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467（82）1111（代表）

FAX 0467（82）1060

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

メールアドレス [gikai@city.chigasaki.kanagawa.jp](mailto:gikai@city.chigasaki.kanagawa.jp)

